京都府養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和８年１１月１２日（木）
午前１１時４５分～
場所：第３応接室（鳥取県庁舎３階）
出席：知事※ 、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理部※、総合事務所等※、家畜保健衛生所※
（※はリモート参加）

〔配信〕市町村

会 議 内 容

１　京都府養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

２　国の対応

３　国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

４　鳥取県の対応（家きん）

５　県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況

６　鳥取大学山口教授からのコメント

７　養鶏業者の皆様へのメッセージ

８　ため池管理者・農家の皆様へのメッセージ

９　県民の皆様へのメッセージ等

京都府養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

１　農場の概要
　農場所在地：京都府亀岡市
　飼養状況　：採卵鶏　２０万羽

２　経緯
・11月11日朝、当該農場から死亡鶏増加の通報を受け、農場に対し立入検査を実施、簡易検査で10羽検査中10羽陽性
・11月12日午前8時30分遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

３　京都府の対応
・11月11日午後4時から高病原性鳥インフルエンザ等に係る対策本部会議の開催
・11月12日午前8時30分から殺処分等の防疫措置を開始
・移動制限区域設定：農場から半径3km以内
　搬出制限区域設定：農場から3～10km以内
・殺処分完了まで1週間程度の見込み、動員規模約680人

国の対応

1. 11月12日午前8時30分に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
2. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
3. 京都府の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
4. 「疫学調査チーム」を派遣
5. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
6. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況
(11月11日10時現在)
1道2県　3件
飼養鳥での発生状況
(11月12日9時現在)
1府　1件

令和8年11月12日現在

- 野鳥・環境での確認
- ● 家きんでの発生
- ◆ 飼養鳥(家きん以外)での発生

[1]11/12
京都府亀岡市
採卵鶏20万羽



鳥取県の対応（家きん）

取組	対応	具体的な実施内容
①飼養衛生管理基準の遵守	重点項目の確認 （毎月の自己点検） 日常の消毒、健康観察	11月11日再度、農場へ管理基準の遵守の徹底を指導（全78農場） （立入者の手指の消毒、専用衣服・靴の使用、車両消毒、侵入防止ネットの点検、ねずみや害虫の駆除） 11月12日現在、農場に異常なし 京都府の発生農場と県内農場は、鶏や作業者の行き来など疫学関連なし 11月11日に改めて鶏舎周辺等を定期的に消毒を徹底するように指導 全農場に消石灰約1,600袋を速やかに配布
	迅速な発生情報提供	11月11日渡り鳥の飛来情報、国内の発生情報を農場等へ情報提供済

鳥取県の対応（家きん）

取組	対応	具体的な実施内容
②野生動物対策	農場内の侵入防止対策	11月11日に改めて侵入防止ネット・網、壁の穴、バーコンベア・除糞ベルト等の隙間等の点検・補修を指示
	地域で取組むカラス対策	死亡野鳥を発見したら通報
③野生動物誘引防止	農場周辺の野鳥飛来防止	10月5日から順次、今年度よりため池管理者へ行政と養鶏業者が一緒になり、落水について協力を要請済 11月11日時点で養鶏場周辺のため池（19か所）の約9割が落水対策実施中 11月11日改めて農場内・周囲の樹木の伐採を指導（21⇒29農場実施中）
	農場内への誘引防止	こぼれエサ・死体・卵等の適正処理、不要物の撤去を引き続き実施
④異状鶏の早期発見・早期通報	農場への周知徹底	11月11日に改めて鶏の健康観察の徹底、農場毎の通報ルールによる異状鶏発生時の家保への早期通報の徹底を指導

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

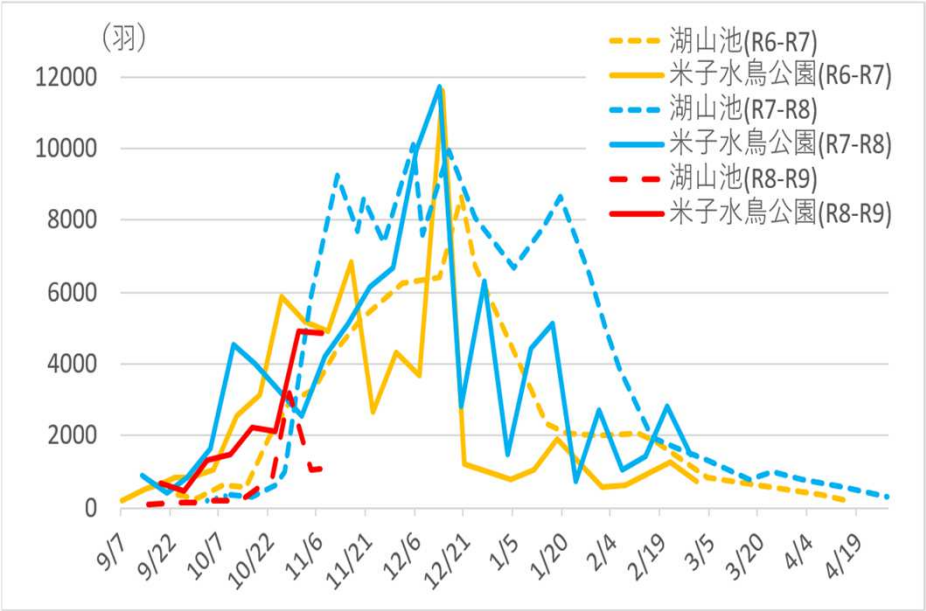
≪県内の渡り鳥の飛来状況≫

・ 県内各所にカモ類が続々と飛来してきており、今後飛来数が急増する見込み。
（例年11月下旬～12月上旬にピーク）

≪飛来状況（11月上旬調査）≫

米子水鳥公園	4,838羽
湖山池	1,091羽

≪参飛来状況≫



≪野鳥サーベイランス対応状況≫

・ 野鳥監視ステージ2で対応中
⇒ 監視地点を70地点、糞便・水検査地点を6カ所に拡大、ため池も監視（11/12時点で異常なし）

・ ウイルス保有状況の検査も強化して実施中

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 （近隣国での感染確認時等）	野鳥監視	最大　35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 （国内での感染確認時）	野鳥監視	最大　35地点　※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所　※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 （県内での感染確認時）	野鳥監視	最大　70地点＋重点区域
	糞便・水検査	最大　6か所＋重点区域

鳥取大学山口教授からのコメント

1. 韓国で発生が確認され、国内でも京都で初発が確認され、日本海側の鳥取には既にウイルスが侵入している可能性が高い。
野鳥や環境サンプルでは、北海道、秋田、鹿児島でウイルスが確認されており、今シーズンも鳥取を含め国内どこでも発生する可能性が高い。

2. まずは飼養衛生管理基準の遵守が基本。しかし、飼養環境は農場により千差万別であるため、飼養衛生管理基準を踏まえつつ、農場毎に今一度、鶏舎や管理状況の点検・確認、必要に応じた修繕や改善を進めておくことも大切で、少しでもリスクを下げることに繋がる。

3. 万が一に備え、早期封じ込めのため、通報の手順などを確認しておく。

4. 野生動物を見かけた場合は、野生動物が来る理由（餌や環境）を検討し、野生動物が来にくい環境作りを進める。

養鶏業者の皆様へのメッセージ

・感染症の予防には日常の積み重ねがとても重要です。
・農場出入り口の消毒、履物や衣服の交換、踏み込み槽の消毒等飼養衛生管理基準の遵守の徹底に努めてください。
・野鳥や小動物が集まる農場内の樹木の伐採や、穴のあいたネットや壁の穴などは速やかに補修してください。
・カラスなどの野鳥が集まらないよう、こぼれた餌の清掃や廃棄卵や死鳥の保管を適切に行い、カラスなどの集まりやすい堆肥舎は昼間も防鳥ネットで完全に覆う等の対策をお願いします。
・早期発見・早期通報の徹底をお願いします。

農場内・周囲の野鳥飛来防止の例

伐採前



伐採後

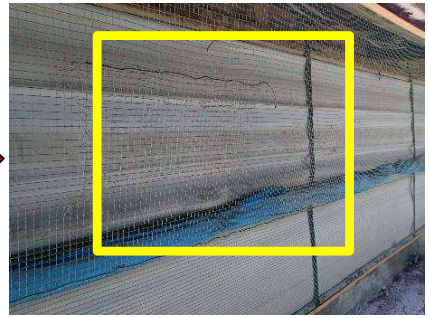


農場内の侵入防止の例

補修前



補修後



ため池管理者・農家の皆様へのメッセージ

○農業用ため池における落水対応

・9/15日に野鳥の水場となり得る「ため池の落水措置」について、関係市町・ため池管理者等へ協力要請。

・県内養鶏場周辺ため池について現地調査を実施するとともに、落水状況や野鳥の飛来状況確認のほか、今年度よりため池管理者へ行政と養鶏業者が一緒になり落水について協力要請。

・11月11日時点で養鶏場周辺のため池（19か所）の約9割が落水対策実施中、未実施のため池については、更なる協力依頼を要請。

○ため池管理者の皆様へ

・渡り鳥が飛来するシーズンとなりました。飛来した野鳥が集まりやすい環境は、鳥インフルエンザの感染リスクを高める要因の一つです。

・ため池の貯水量を可能な限り低下させるなどして、野鳥が集まる場所を減らし、県内での高病原性鳥インフルエンザ発生リスクの抑制にご協力をお願いいたします。

○ため池の落水状況






県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

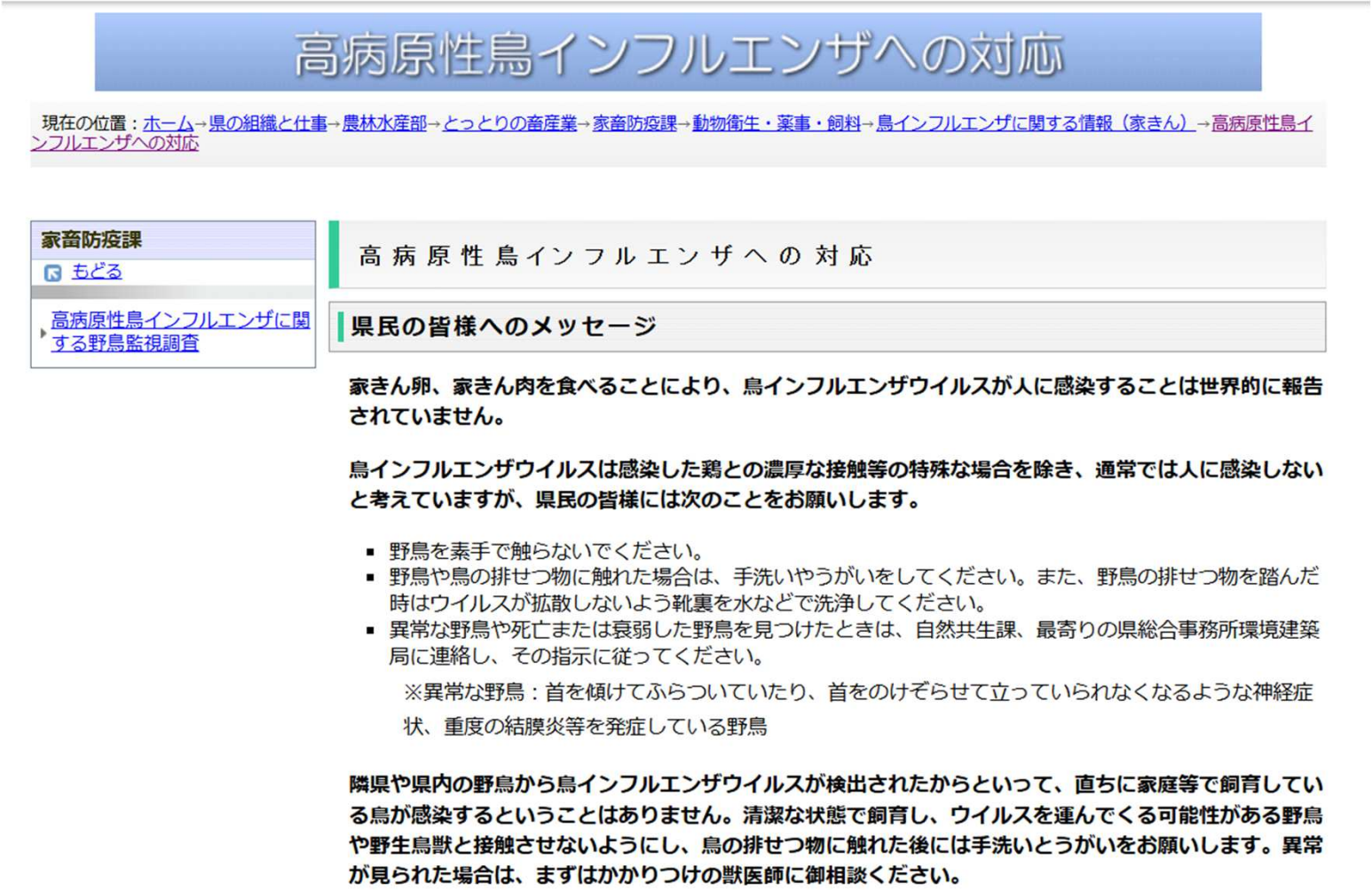
■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



高病原性鳥インフルエンザへの対応

現在の位置：ホーム→県の組織と仕事→農林水産部→とっとりの畜産業→家畜防疫課→動物衛生・薬事・飼料→鳥インフルエンザに関する情報（家きん）→高病原性鳥インフルエンザへの対応

家畜防疫課

もどる

高病原性鳥インフルエンザに関する野鳥監視調査

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザ相談窓口（24時間対応）

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	０８５７－２６－７９７９	（夜間休日 ０８５７－２６－７１１１）
鳥取市保健所生活安全課（愛玩鳥）	０８５７－３０－８５５１	（夜間休日 ０８５７－２２－８１１１）
中部総合事務所環境建築局（野鳥）	０８５８－２３－３２７６	（夜間休日 ０８５８－２２－８１４１）
中部総合事務所倉吉保健所（愛玩鳥）	０８５８－２３－３１４９	（　〃　）
西部総合事務所環境建築局（野鳥）	０８５９－３１－９６２８	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）
西部総合事務所米子保健所（愛玩鳥）	０８５９－３１－９３２０	（　〃　）

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」（https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/）を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	０８５７－５３－２２４０	（夜間休日は転送、もしくは防災当直）
倉吉家畜保健衛生所	０８５８－２６－３３４１	（　〃　）
西部家畜保健衛生所	０８５９－６２－０１４０	（　〃　）
※防災当直	０８５７－２６－８１００	

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所　生活安全課	０８５７－３０－８５５２	（夜間休日 ０８５７－２２－８１１１）
中部総合事務所倉吉保健所	０８５８－２３－３１１７	（夜間休日は転送）
西部総合事務所米子保健所	０８５９－３１－９３２１	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）

■人の健康に関する相談窓口

感染症対策センター	０８５７－２６－７１５３	（夜間休日 ０８５７－２６－７１１１）
鳥取市保健所　保健医療課	０８５７－３０－８５３２	
中部総合事務所倉吉保健所	０８５８－２３－３１４５	（夜間休日 ０８５８－２３－３１４５）
西部総合事務所米子保健所	０８５９－３１－９３１７	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）